



資料2

国都企第18号
平成13年10月19日

国土審議会会長
秋山 喜久 殿

国土交通大臣
林 寛



首都圏及び近畿圏における工業(場)等制限制度の
今後の在り方について(諮問)

産業構造の変化、少子化の進行等の社会経済情勢の変化を踏まえた首都圏及び近畿圏における工業(場)等制限制度の今後の在り方について、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第18条第1項及び近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第6条第1項の規定に基づき、国土審議会の意見を求めます。

国土審議会への諮問について

1. 諮問内容

産業構造の変化、少子化の進行等の社会経済情勢の変化を踏まえた首都圏及び近畿圏における工業(場)等制限制度の今後の在り方について、首都圏整備法第18条第1項及び近畿圏整備法第6条第1項の規定に基づき、国土審議会の意見を求めます。

2. 背景・趣旨

- (1) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和34年法律第17号)及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和39年法律第144号)(以下「制限法」という。)は、首都圏及び近畿圏の大都市中心部における産業及び人口の過度の集中を防止することを目的として、首都圏については首都圏整備法第27条に基づき昭和34年に、近畿圏については近畿圏整備法第15条に基づき昭和39年に制定され、数度の法律・政令の改正を経て今日に至っている。
- (2) 制限法は、一定規模以上の工場や大学等の新增設を制限するものであるが、法律制定から40年近く経った今日、製造業からサービス業への変遷、産業のグローバル化等の産業構造の変化、少子化の進行等、社会経済情勢は著しく変化しており、工業(場)等制限制度は、産業及び人口の過度の集中を防止するという目的を達成する手段として、その有効性・合理性が薄れてきている。
- (3) また、総合規制改革会議の「重点6分野に関する中間とりまとめ」(平成13年7月24日)において制限法の見直しが提言されるとともに、工業(場)等制限区域を含む地方公共団体等からは、都市再生の観点から制限法を廃止すべきとの要望が提出されているところである。
- (4) このような背景の下、首都圏及び近畿圏における工業(場)等制限制度の今後の在り方について検討する必要があることから、今回諮問を行うこととしたものである。